

④憲法委員会憲法構想案

(ロシア連邦憲法委員会構想案。1990年9月13,27日)

KK 資料集 1巻 240-256 頁

Газета "Мегаполис-Экспресс" 1990.13 сент. №20; 1990.27 сент. №22.

憲法草案の構成およびその基本部分の内容について

—憲法委員会作業グループおよび専門家グループの提案—

＜読者への訴え「すべてのロシア国民が共同編著者となっていただきたい」＞

ロシア連邦の基本法の概念についての2ヶ月間の張り詰めた作業を経て、新憲法とその制定手続、連邦条約 *Федеративный договор* およびソ連邦条約 *Союзный договор* のシステムにおける憲法の位置へのアプローチをしっかりと定めることに大きく接近することができた。

新憲法の性質は、5つの基本的目標の方向性に示されている；(1)市民的平和（すなわち、民族的および社会的合意）、(2)個人（人身）の自由、(3)政治的安定と選挙の自由、(4)平穏無事と経済成長、(5)個人と社会に対する国家の義務の遂行。

これは、旧来のものとは質的に異なるアプローチである。憲法は、国家構造に関する文書であるのみならず、個人、社会および国家の間の実際的な合意（協約）でもある。

ここで言わんとすることは、全体主義的権力の側からの社会に対する厳しいコントロールから、多面的な社会契約のモデルへと替えるということである。

新しいロシア憲法は、その効力において自由な、主権的で自覚的かつ自立した個人に向かっている。この憲法は、市民を国家の侵害から保護する保証システムを含んでいる。この概念（構想）は、草案の基本的諸規定において、国家に対する人民または国民の主権の優位を想定している。社会（自己組織化した人民）、これはあらゆる権力の真の源泉にして担い手である。国家、すなわち自由で民主的な法治国家は、社会と個人の代理人であって、明確に定められた目的をもって我々が組織し、人民が憲法上認めた問題のみを解決する権限を有するものである。

われわれには、憲法を叙述するだけでなく、憲法を深く尊重する伝統を築くことも課せられている。基本法、個人、権利（法）、裁判、国家、社会、そして権力への尊重である。アメリカの下院議員にアメリカ憲法の改正を望むかと訪ねた際、たびたび「いや、何も望まない。われわれは現在の憲法を深く信じている」という声を聞いた。ロシアにおいて基本法に対して、このようなほとんど信仰に近い状況にいたることは、簡単ではない。

信頼のにおけるドキュメントが尊重に価する。新憲法の正統性の問題が、ここに登場する。このことに正統な、権限のある権力が制定する場合にのみ、真の基本法となるであろう。

すべての世界的経験は、基本法は人民自身が、直接に、「全人民的批准」（レフェレンダム）を通して、あるいはこのことに特別の権限を与えられた代表機関—憲法制定議会 *Конституционное собрание*（憲法議会 *Конституционная ассамблея*）を通して、これを制定しなければならないことを示している。

憲法草案のテキストをめぐって合意が得られるならば、憲法は、準備完了で、機が熟したものと呼ぶことができる。この理由から、私たちは、ロシア市民に憲法委員会の諸資料を可能な限り早く知らせることが必要だと考えた次第である。

憲法委員会事務局長 オレグ・ルミヤンツェフ

＜ロシア共和国憲法の構成＞

前文

第1編 ロシア連邦の憲法体制の基本原則

第2編 人と市民の権利、自由および義務

- 1)
- 2) 国籍（市民権）
- 3) 政治的権利、自由および義務
- 4) 経済的および社会的権利
- 5) 文化領域の権利、自由および義務
- 6) 外国人および無国籍者の地位

第3編 市民社会

第4編 ロシア連邦の連邦構造

第5編 ロシア連邦における国家権力のシステム

- 1) 立法権力
- 2) 執行権力
- 3) 裁判権力
- 4) 地方自治

第6編 経済生活の原則

- 1) 所有権（財産）
- 2) 自由な企業経営
- 3) 経済における国家の役割
- 4) 予算
- 5) 財政

第7編 最終規定および移行規定

- 1) 憲法改正手続
- 2) 共和国の法システムにおける憲法の最高性およびその国際法との関係
- 3) 1978年ロシア共和国憲法の廃止
- 4) 移行規定；憲法の各部分の施行のメカニズムと施行の時期、従前の制度の効力の停止
- 5) 首都および国家のシンボル
- 6) 用語の解説

＜ロシア連邦の憲法体制の基本原則＞

I 主権

ロシア連邦共和国は、歴史的に結合（統合）した人民の主権的で民主的な社会的法治国家である。ロシア連邦共和国は、ロシアの領域および国家的富に対して最高の権利を有する。ロシア連邦は、その領域で最高の効力を有する憲法および法律を制定し、その内外政策を独立して定め、これを遂行する。

II 人民権力（統治）

ロシア連邦共和国の主権の担い手および国家権力の唯一の源泉は、その多民族からなる人民である。人民は、憲法の定める形態と手続により、立法、執行権力機関および裁判所を通して、ならびに直接に国家権力を行使する。人民のいかなる部分、いかなる組織、機構および公務員も、

この権力を横奪することはできない。国家権力の篡奪はもっとも重大な犯罪である。

代表制機関の選挙は、普通、平等、直接の選挙権に基づく民主的な方法、ならびに候補者の自由な推薦および秘密投票でこれを行う。あらゆるである。選挙制の公務員の任期は、これを制限しなければならない。

III 人およびその権利—最高の価値

人ならびに人の生命、名誉、尊厳および自由、人身の不可侵、自然で譲ることのできない権利は、最高の価値である。

国家は、自己目的ではなく、市民および社会に奉仕するものである。国家の義務は、人と市民の権利を擁護し、保証し、民主的なレジーム、適法性および法秩序を維持することである。

人権に関する憲法の規定は、一般に認められた国際法の原則および規範にしたがって解釈されなければならない。

IV 政治的複数主義

ロシア連邦における民主主義は、政治的およびイデオロギー的複数主義に基づいて実現される。政治的複数主義は、独裁と全体主義とは共存し得ない。政党およびその他の団体は、憲法の基本原理の枠内でこれを組織し、その活動を行う。人種的、民族的、社会的、宗教的憎悪を宣伝し、暴力および憲法体制の破壊を呼びかけ、その活動および支持者の活動において暴力に訴える政党およびその他の団体は、これを禁止する。国有企業、国家的勤務、教育・養育機関、裁判機関、軍隊、内務および国家安全保障機関における政党の活動は、これを認めない。

いかなるイデオロギーも、公式の国家イデオロギーとしてこれを定めることはできない。

V 権力分立

ロシア国家権力は、立法、執行および司法の権力分立の原則に基づく。

国家および執行権力の長は、大統領である。大統領は、すべての市民が、2期を超えない範囲でこれを直接に選挙する。

立法権は、議会に属する。裁判は、裁判所のみがこれを行う。

裁判権力は、市民的平和、個人の権利および自由の擁護者として、社会における構成と法秩序を保障する。

VI 法および憲法の最高性

国家、そのすべての機関および公務員は、権利（ふ）および憲法体制によって拘束される。

ロシア連邦憲法は、共和国の最高法規である。その規定に反するいかなる法律およびその他の法的アクトも、法的効力を有しない。憲法の規範は、直接効力を有する。

ロシア連邦が承認した条約および国際協定は、共和国の法の一部を構成する。

ロシア連邦の市民は、他の手段をとることができない場合に、民主的な憲法体制をなくそうとするあらゆる者に抵抗する権利を有する。

VII 自由な法的経済体制

ロシア連邦の経済活動は経済的複数主義、すべての所有形態の同権の原則、その所有主体、所有主体の社会的機能の法的平等、市場経済のもとでの自由な経済的イニシアティヴおよび競争に基づく。

経済的富は、私人およびその連合ならびに国家にこれを帰属させることができる。

所有権および相続の権利は、法律によってこれを保証する。

所有権は社会に対する責任をともない、社会的富、シミの権利、人の自由および名誉を害する形でこれを利用することはできない。

VIII 国家の社会政策－全般的福祉の名において

国家は、社会的公正の原則にしたがい、全般的な福祉のためにその活動を打ち立てる。ロシア連邦は、個人の経済的および社会的防御を保証し、労働および健康を保護し、家族および子ども、障がい者および高齢者、失業を余儀なくされた者に配慮し、人民のすべての層の相応の（名誉に価する）生活水準を保障に務める。国家は、社会の社会・経済的、科学的および文化的な発展の必要な条件を整備し、環境上の安全保障、合理的な自然利用を保障し、人道的な人口政策を遂行する。

IX 連邦構造

ロシア連邦は、その構成主体；民族・領域的および地域的形成単位の国家的共同体である。すべてのこれらの構成主体は、同権、自己決定および自律、自己の地位、社会・経済的、政治・法的および民族・文化的な発展の道および方法の自由な選択、地域的集団の広範な地方自治に基づいて、ロシア連邦に統合する。

ロシア連邦においては、すべての民族的マイノリティの権利が保障され、擁護される。

連邦構成主体は、連邦機関にその権利を移譲しない場合、自ら、その内的生活の問題を解決する。連邦の権利は、その権限の範囲内で、連邦構成主体の権利に優位する。

X 主権国家共同体におけるロシア連邦共和国

ロシア連邦は、他の共和国（国家）と条約により自発的に共同体に統合する。共和国の主権は、揺るぎないものとしてこれを保持する。共和国は、その実現における監督および参加の権利を保持しながら、共同の共通事項の管轄のために、その権利の一部を共同体に委譲する。ロアヒア連邦共和国は、共同体から自由に脱退する権利を留保する。

XI 平和および協力政策

ロシア連邦共和国は、その対外政策において、一般に承認された国際法の原則および規範に従う。その目的は、全人類的価値に基づく普遍的で公正な世界を保障することである。

ロシア連邦は、国際的紛争または民族紛争（国家間紛争）の解決の手段としての戦争を原則的に否認し、殊に平和的手段によってそれを規制するよう務める。ロシア連邦においては、戦争宣伝はこれを認めない。

ロシア連邦は、すべての国との緊密で、実質的な（実務的な）、かつ相互互恵的な協力に努め、世界文明の前にあるグローバルな問題の解決に積極的に参加する。

ロシア連邦共和国は、法の支配に基づく新しい国際秩序、諸国家の共存の樹立に努めるために、国際組織、集団的安全保障システム、同盟および多国間形成に参加し、自己の権限の一部をそれらに委譲することができる。

<人と市民の権利>

人権は、不可侵であり、譲り渡すことはできず、あらゆる人間社会、平和および公正の基礎である。各人の権利の保障は、国家の主要な目的である。人権に関する基本法令は、すべての国に国内法令に対して無条件に優位する国際法規範である。何人も、他人の尊厳および権利の保護のために法律が定める場合のほかは、いかなる権利も、またいかなる期間においてもその権利を奪

い、または制限することはできない。

1. すべての人は、人種、性、民族、信仰、信条および政党の所属の如何にかかわらず、またかつての刑事罰の如何にかかわらず、法律の前に平等である。
2. 各人は、生命の権利を有する。何人も生命を奪われ、または人の尊厳を辱める刑罰を受けることはない。
3. ロシア共和国は、個人の不可侵を保証する。何人も、裁判所の決定または判決によるほかに、勾留され、自由を奪われることはない。
4. ロシア共和国の領域においては、住居の不可侵が保証される。住居への立ち入りは、法律が特段の規定を定める場合のほかは、その他のその持ち主の同意または裁判所の事前の許可なしにこれを行うことはできない。捜索を行うためには、裁判所の事前の許可が必要である。
5. ロシア共和国の領域においては、市民の私生活および家族生活、通信の秘密、とりわけ郵便、電信、電話による通信の秘密に対する不干渉は、裁判所の特別の決定がある場合を除き、これを保証する。
6. 各人は、ロシア共和国の領域において、居住地を自由に選択し、自由に移動する権利を有する。特定の領域に関する特別の移動規制は、災害ゾーン、非常事態の宣言にともない、または国家安全保障上の判断から、ロシア共和国最高会議の決定によってのみこれを定めることができ、特定の者に対してこれが行われる場合には、裁判所の決定または判決によるものとする。
7. 各人は、法律の定める手続により、ロシア共和国の領域を放棄することができる。
8. 国外にいるロシア共和国市民は、ロヒア共和国の保護および庇護を受け、ならびに任意の時期に任意の期間、共和国の領域に戻る権利を有する。
9. ロシア共和国の領域において、良心および宗教の自由、妨害を受けないで宗教的礼拝、説教を実施する自由、ならびにその宗教的または無神論的な信条にしたがって子どもを養育する親の権利が保障される。
10. 各人は、信条の自由およびその自由な表現に対する権利を保障され、妨害されることなく自己の信条にしたがって行動し、それを広める権利もこれに含まれる。
11. ロシア共和国の領域においては、任意の方法で、かつ国境の内外にかかわらず、任意の情報を自由に入手し、保持し、普及する権利が保障される。
12. 国家機関、社会団体および公務員は、市民に対してその権利に関わる決定およびその他の資料を知る機会を保障しなければならない。
13. ロシア共和国は、芸術、学術および技術の想像の自由を保証する。著者、発明家および合理化提案者の権利は、国家がこれを保護する。
14. ロシア共和国市民は、社会および国家（共和国）の事業の管理に、直接にまたはその国家機関における自由な選挙による代表者を通して、参加する権利を有する。このような参加は、社会的な自主的活動および自治の機関のシステムの発展、地方（地域）的および全国家的なレギュレーションの実施、ならびに普通、平等および直接選挙に基づき秘密投票で広範な社会的コントロールのもとで行われる国家権力機関の形成を保障するものである。
15. ロシア共和国の領域においては、言論および出版の自由が保証される。あらゆる形態の事前検閲は、これを認めない。出版の自由の制限は、裁判所の決定に基づく場合にのみ可能である。
16. ロシア共和国市民は、集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションの自由を保証される。集会、大衆集会、街頭行進またはデモンストレーションの事前の届け出（登録）にお

ける拒否は、ロシア共和国の法律が定める場合にのみこれを認める。

17. ロシア共和国市民は、政治的性格を持つものも持たないものも、社会団体に自由に団結する権利を有する。社会団体の登録の拒否、解散または活動の停止は、もっぱら裁判所の決定に基づいてこれを行うものとする。武装した団体の創設は、これを認めない。

18. ロシア共和国の市民、外国人および無国籍者による権利および自由の実現は、現存の社会体制の暴力的な転覆、人種的、宗教的および民族的不和の扇動ならびに戦争宣伝を意図するものであってはならない。

19. ロシア共和国の現行憲法および法律の定める権利および自由の制限は、戒厳令および非常事態に関するロシア共和国の法律の定める手続と範囲による戒厳令または非常事態の導入の場合にのみ、これを許される。

20. ロシア共和国は、人の権利および自由の保証人となり、すべての国家機関およびすべての公務員に対してあらゆる企てから人の権利および自由を保護し、その実現を支援する義務を課す。

21. ロシア共和国は、人の権利および自由を裁判によってこれを擁護することを保証する。法律に違反してなされ、市民の権利を侵害する（軽んずる）公務員の単独の行為ならびに国家機関および社会団体の集団的（合議的）な行為は、裁判手続にこれを訴えることができる。

22. ロシア共和国の領域において、国家機関および公務員の行為および決定に異議申し立てを行う権利が保証される。訴え（不服申し立て）は、法律の定める手続でその期間内にこれを審査しなければならない。訴えを審査した機関または公務員は、訴えた者の害になるように、または訴えられた者の利益になるように、これを取り扱ってはならない。

23. ここに列挙した権利および自由の遵守、ならびにその実現の諸条件に対する監督は、ロシア連邦最高会議人権問題国家コミサールがこれを行う。

国家コミサールは、ロシア共和国最高会議が任命し、これに対して報告義務を負い、議会の不逮捕特権を有する。

国家コミサールの権限およびその行使の手続は、ロシア共和国の法律によってこれを定める。

24. ロシア共和国市民は、憲法および法律を遵守し、社会生活の諸規則を尊重しなければならない。

25. ロシア共和国市民は、他人の権利および利益を尊重し、社会秩序の維持に全面的に協力しなければならない。

26. 外国市民および無国籍者は、選挙権と被選挙権を除いて、この憲法が定めるすべての権利を享受する。外国市民および無国籍者は、国家権力機関で働くことはできず、軍に加わることはできない。

＜ロシア連邦共和国の連邦編成の原則および連邦条約の構成＞

ラディカルに改造されたロシア連邦共和国の構成主体は、民族的であると同時に地域的でもある形成体でなければならない。すべての民族的形成は権利において平等である。連邦の地域的構成主体の地位は、民族的構成主体の地位に等しい。連邦構成主体の唯一のタイプは、共和国（民族的または地域的単位）であり、現在の自治ソビエト社会主義共和国よりも広い権限を有する。連邦の地域構成主体は、現代的な大きな行政・領域的単位であり、かつ科学的な検討に基づいて強化され、経済的絆および相互の経済的利益によって緊密に結びついた地域的構造であり、自発的および深く検討された原則に基づいて幾つかの現代的な州が統合したものである。

2つの連邦管区—モスクワとレニングラードもまた連邦構成主体である。

ロシア連邦共和国における権限は、下から上へと委譲される。連邦構成主体は、その内的事項について完全に独立してこれを決定する。連邦の各構成主体の地位は、生活、ウクライナ、経済および生活の慣習、民族的な伝統等々の特殊性を考慮する。連邦構成主体は、連邦の立法発議権を有し、連邦の法案について事前の判断を行う。

ロシア連邦の排他的権限は、以下の事項とすることが適切と考える。

1. 対外政策
2. 連邦銀行システムおよび外貨政策
3. 経済および金融政策の原則の決定（関税法を含む）
4. 戦略的な連邦原料資源の管理の調整
5. 連邦交通機関による対外的および地方的な主要幹線輸送
6. 原子力産業
7. 国防領域
8. 宇宙利用
9. 連邦通信

都市と農村の領域集団およびそのロシア連邦共和国への統合は、広範な地方自治がこれを保証する。

連邦条約の締結の時期には、民族的な連邦構成主体の境界の変更にモラトリアムを設定することが当然ながら提案されている。この臨時の措置は、その分割（既存の）またはかつて存在したものから新しい構成主体の分離の方法によるか、いくつかの構成主体がひとつ（たとえば、ロシア連邦共和国憲法に定められているように）に統合した結果によるかして、連邦条約締結後の将来において新しい連邦構成主体が形成されることを排除するものではない。連邦条約の締結過程の組織において、ロシア連邦共和国の連邦機構も参加することができ、地域的な連邦構成主体の形成のための科学的土台を準備し、連邦構造のモデル案を策定している。

連邦条約には、来たるべきロシア共和国憲法と重複しないように、以下の章構成のみが必要だと考える。

1. 一般原則（連邦および連邦構造のタイプ）
2. 連邦構成主体の形成の原則（連邦構成主体のカテゴリーおよびその地位）
3. 権限領域の決定（連邦構成主体、連邦の権限および共同権限）
4. 連邦条約締結過程の組織
5. 国家構造に関する一般規定

＜裁判権力＞

1. 裁判権力は、市民的平和、個人の権利および自由の擁護者として、社会における公正と法秩序を保障する。

ロシア共和国市民は、その権利および自由の裁判による擁護を保証される。

何人も、裁判所においてその事件の審理を受ける権利を奪われることはない。裁判による擁護の権利の否認は、法的効力を有しない。

何人も、裁判所の判決に基づく場合のほかに、刑に服することではなく、憲法の定める権利を制限されることはない。

<バリアント>

裁判権力は、市民的平和、個人の権利および自由の擁護者として、社会における公正と法秩序を保障する。

何人も、裁判所においてその事件の審理を受ける権利を奪われることはない。裁判による擁護の権利の否認は、法的効力を有しない。

2. 裁判権力は、裁判所にのみ属し、憲法監督、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の形でこれを行使する。

3. ロシア共和国市民は、裁判の実施に参加し、陪審員となる義務を果たす。

4. 裁判官は独立であり、法律および自己の良心にのみ従う。

裁判官は、終身制である。法律の定める定年に達するまで、裁判官は退職させられない。裁判官は、定年に達する前に、裁判所の決定および法律に定める事由がある場合にのみに、本人の同意なしにこれを解任することができる。

<バリアント>

裁判官は独立であり、法律および自己の良心にのみ従う。裁判官は、いかなる政党の党員にもなることはできない。

5. 裁判官は、この憲法に抵触する法律を適用することはできない。

具体的な事件の審理にあたり、裁判所が適用しようとする法律が憲法に違反すると認める場合、裁判は事件についての手続を停止し、この法律の違憲性の認定に関する提案をロシア共和国最高裁判所に送致する。

ロシア共和国最高裁判所が違憲と判断した法律は、法的効力を失う。

<バリアント>

裁判官は、この憲法に抵触する法律を適用することはできない。

具体的な事件についての手続において、裁判所が、法律のロシア共和国憲法への不適合との結論に至った場合、裁判所は、憲法に基づいて判決を下し、法律の違憲性の認定に関する提案をロシア共和国最高裁判所に送致する。

憲法監督は、ロシア共和国最高裁判所の発議、ならびに当該法律によって利害を損なわれる可能性のある市民および法人の発議によってこれを行うことができる。

6. ロシア共和国の裁判システムは、ロシア共和国最高裁判所、ならびにロシア共和国の法律およびロシア連邦構成主体の法律に基づいて組織される下級裁判所からなる。

特別裁判所の設置は、これを認めない。何人も、法律の定める裁判所においてその事件の審理を受ける権利を奪われることはない。

<バリアント>

ロシア共和国の裁判システムは、ロシア共和国最高裁判所、ならびにロシア共和国の法律およびロシア連邦構成主体の法律に基づいて組織される他の一般管轄裁判所からなる。

特別裁判所の設置は、これを認めない。

何人も、法律の定める裁判所においてその事件の審理を受ける権利を奪われることはない。

7. ロシア共和国最高裁判所長官は、ロシア共和国大統領の提案によりロシア共和国最高会議がこれを任命する。ロシア共和国最高裁判所の裁判官は、法律の定める手続によって選抜された者のなかからロシア共和国最高裁判所長官とロシア共和国司法大臣の共同の提案により、ロシア共和国最高会議がこれを任命する。

8. 民事事件、刑事事件および行政事件の裁判（手続）は、当事者主義の原則に基づいてこれを行う。

専門的な法律援助を受ける権利は、裁判のあらゆる審級においてこれを認める。

法律が定める場合、および被告人に資金がない場合は、弁護士費用は、国庫からこれを支払う。

9. 個人の地位を悪化させる法律は、溯及効をもたない。

刑法の類推適用は、これを認めない。

何人も、同一の法律違反に対して重ねてその責任を問われることはない。

10. 何人も、所定の手続により被告人に対する裁判所の判決が下される前には、犯罪の遂行につき有罪とされることはない。事前の取り調べのための勾留は、法律に列挙されている場合にかぎりこれを認める。

最大限に可能な事前の勾留期間は、法律によってこれを定める。

＜バリアント＞

被疑者・被告人は、法律の定める手続により有罪が証明され、裁判所の判決が確定するまでは、無罪とみなされる。

被疑事実の立証責任は、告訴した側にある。被疑者・被告人は、その無罪を証明する義務はない。疑わしきは被告人に有利にこれを解する。

11. 何人も、自己および近親者の利益に反して証言することを強制されることはない。

肉体的または精神的強制によって得られた証言は、証拠能力を有しない。

12. 事件の審理は、すべての裁判において公開である。

非公開の法廷における事件の審理は、裁判所が、公開の審理が国家安全保障もしくは社会道徳に害をもたらす恐れがあると決定し、または当事者の私的もしくは家族の生活が露わにあることを防ぐ必要がある場合にのみ、これを認めるものとする。

当事者の欠席した裁判の審理は、これを認めない。

＜バリアント＞

事件の審理は、すべての裁判において公開である。非公開の法廷における事件の審理は、裁判所が、公開の審理が国家秘密の漏洩をもたらし、もしくは社会道徳に害をもたらす恐れがあると決定した場合、または私的もしくは家族の生活が露わにあることを防ぐ必要がある場合にのみ、これを認めるものとする。

当事者の欠席した裁判の審理は、これを認めない。

13. 裁判における公訴は、検事がこれを行う。

＜バリアント＞

裁判における公訴は、検事の管轄に属する。

＜経済生活の原則＞

I 所有権

第1条 財産権およびその相続の権利は、法律によってこれを保護する。

第2条 財産の強制収用は、裁判所の決定があるか、または法律の定めがある特別の場合であって、正当な補償がある場合にのみ、これを行うことができる。

第3条 財産権は、他人の法的権利および利益を侵害する目的でこれを使用することはできない。

第4条 すべての法人および自然人は、財産所有者として同権である。

第5条 憲法の制定時に国家に帰属する財産は、共和国人民の財産であり、政府がこれを管理する。憲法の制定後は、国有財産に対する所有権は、法律にしたがい、政府がこれを停止することができる。財産の購入は、政府が、通常の法律上の根拠に基づいてこれを行う。

第6条 国有財産の処分権は、連邦条約にしたがい、ロシア連邦共和国政府によって、領域的および民族・領域的形成（単位）にこれを委譲することができる。

II 自由な企業活動（経営）

第1条 企業活動の自由は、国家がこれを保証し、保護する。法律が明示する場合を除き、いかなる活動もこれを禁止することはできない。企業活動の自由は、社会的利益に反してはならない。

第2条 ロシア連邦共和国の領域においては、法律の定める条件のもとで、外国の国家、組織および市民の企業活動が認められる。

III 経済における国家の役割

第1条 国家は、経済領域において、法律の遂行に対する監視を行い、経済的発展を奨励し、規制する。

第2条 国家の独占となる種類の活動は、法律によってこれを定める。

IV 予算

第1条 ロシア連邦共和国の国家予算は、これを審議し、承認するために、大臣会議がロシア連邦共和国最高会議に毎年提案する（<バリアント>ロシア連邦共和国人民代議員大会に）。

第2条 ロシア連邦共和国の領域的および民族・領域的形成（単位）は、独立して財政活動を行い、その予算を実行する。

V 財政

第1条 ロシア連邦共和国の国税政策は、ロシア連邦共和国最高会議がこれを規定する（<バリアント>ロシア連邦共和国人民代議員大会が）。ロシア連邦共和国の領域的および民族・領域的形成（単位）の税政策は、それぞれのソビエトの決定によってこれを定める。

第2条 ロシア連邦共和国は、ロシア連邦共和国の通貨の安定性が保証される条件のもとでのみ、他の国家との一体的な通貨および信用システムについて協定を結ぶ。この保証は、同盟の財政機関の活動に対する監督にロシア連邦共和国が参加することによって担保される。

<付録>ロシア連邦、ロシア連邦共和国、ロシア共和国という共和国の名称の異本は、今後の審議のために3つとしている。

<連邦構造（編成）>

1 ロシア連邦構成主体

1.1 ロシア連邦は、主権を有する条約加盟共和国からなる。民族的単位および地域的単位、ともに条約加盟共和国となることができる。

1.2 すべての条約加盟共和国は、連邦において平等の権利を有する。

1.3 ロシア連邦の連邦構造の法的基礎となるのは、条約加盟共和国が締結した連邦条約である。

2 ロシア連邦の領域

2.1 ロシア連邦の領域は単一であり、条約加盟共和国の領域からなる。

2.2 条約加盟共和国の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。連邦の国境を形成するその境界の変更は、連邦の同意を必要とする。

2.3 条約加盟共和国は、いくつかの条約加盟共和国にこれを分割することができる。

- 3.4 いくつかの条約加盟共和国は、ひとつの条約加盟共和国に統合することができる。
- 2.5 いくつかの条約加盟共和国の隣接部分は、一定の条約加盟共和国にこれを分離することができる。

3 ロシア連邦への加入および連邦からの脱退

- 3.1 この憲法を認める任意の国家は、ロシア連邦の構成に加わることができる。
- 3.2 条約加盟共和国は、連邦条約の原則またはロシア連邦憲法に違反し、連邦の正常な機能を妨害し、その他の連邦の制裁が結果をもたらさなかった場合、連邦からこれを除名されることがある。

4 条約参加共和国の権限

- 4.1 ロシア連邦の国家権力は、連邦および条約加盟共和国の間でこれを区分する。
- 4.2 すべての条約加盟共和国は、ロシア連邦において同じ権限を有する。条約加盟共和国の憲法は、生活、経済的ウクライード、慣習、生活習慣等々の民族的および地域的な特殊性を考慮する。
- 4.3 条約加盟共和国は、ロシア連邦憲法の定める範囲内で、そのすべての国内事項を独立して決定する。条約加盟共和国は、その権限の範囲内で、他の国家および国際組織と関係を持つ権利を有する。
- 4.4 条約加盟共和国の権限は、連邦条約およびロシア連邦憲法にしたがって当該条約加盟共和国が自発的に委譲した連邦権限によって、これを制限される。
- 4.5 連邦の権限に関わらない領域においては、連邦法律および連邦のその他の規範的アクトの公布（制定）はこれを認めない。
- 4.6 連邦の法令は、ロシア連邦の権限にかかわる領域において、条約加盟共和国の法律に優位する。
- 4.7 条約加盟共和国と連邦の相互協定により、共同権限領域を定めることができる。
- 4.8 条約加盟共和国は、その権限の範囲内において、連邦との条約およびその相互間の条約を締結することができる。このような条約によって、条約加盟共和国は、その権限の領域の一定の権限を連邦に移譲することができる。連邦は、条約によって、連邦権限のうちの一定の権限を条約加盟共和国に移譲することができる。権限の移譲は、一時的にも恒常的にもこれを行うことができ、しかるべき物的保障をともなう。
- 4.9 条約加盟共和国は、憲法の定める場合にその形態において、連邦の活動に参加する。

5 ロシア連邦の排他的権限

- 5.1 対外政策の全般的指導
- 5.2 連邦銀行および外貨システム
- 5.3 連邦経済および信用・金融政策の原則の確定（関税事項を含む）
- 5.4 戦略的な連邦原料資源の利用の調整
- 5.5 原子力を含む連邦エネルギーシステム
- 5.6 国防
- 5.7 宇宙利用
- 5.8 連邦交通機関による対外的および共同の主要幹線輸送の手続
- 5.9 連邦通信システム
- 5.10 大陸棚利用手続
- 5.11 大気圏利用手続

6 連邦国籍および条約加盟共和国の国籍

- 6.1 条約加盟共和国は、その国籍を有する。
- 6.2 条約加盟共和国市民は、ロシア連邦市民である。
- 6.3 ロシア連邦のすべての市民は、任意の条約加盟共和国の領域において、同じ市民的権利を享受し、同じ義務を負う。

7 言語

- 7.1 ロシア語は、ロシア連邦の公用語である。
- 7.2 ロシア連邦の領域において、すべての言語および文字は、同権である。各条約加盟共和国は、その領域でいかなる他の言語を公用語とするかを独立して定める。条約加盟共和国は、連邦の規範的アクトを連邦の経費でその言語に翻訳することを保障される。

＜ロシア連邦の最高国家権力機関＞

ロシア連邦における最高の国家権力機関は、共和国大統領、連邦議会、連邦政府、ロシア連邦大臣会議、ロシア連邦最高裁判所である。権力分立原則にしたがい、各権力は、共和国の憲法および法律に厳格にしたがい、その権限の範囲で独立して行動し、憲法および法律の定める手続にしたがい、他の権力に対する監督を行う。

＜共和国大統領＞

共和国大統領は、普通、直接および平等の選挙権に基づき秘密投票により 7 年の任期で、人民がこれを選挙する。共和国大統領は、人民の意思を体現するとともに、国家元首である。大統領は、国際的および国内的事項において人民を代表し、共和国軍の総司令官であり、権力の継承を保障する。

共和国大統領は、

- 議会の議員集団および会派との協議のうちに、連邦政府の長の候補者を議会に提案し、共和国憲法の定める場合に政府を総辞職を承認し、
- 議会の制定した法律に署名し、これを公布し、
- 共和国最高裁判所の朝刊および裁判官を任命し、
- 連邦権限の枠内にあるその他の公務員を任命する。

大統領は、人民の政治的意思を実現するために、以下の権限を有する。

- 全人民的レフェレンダムを公示する
- 議会の採択した法律を再審議のために差戻す（拒否権）
- 自己の判断により、共和国政府を総辞職させ、それと同時に新しい政府の構成を議会に提案する
- 共和国およびその一定の地域に非常事態および戒厳令を導入し、3 日以内に議会の承認を得る
- 共和国への攻撃またはそのような攻撃の恐れがある場合、防衛上の軍事行動を行う決定（命令）を出し、3 日以内に議会の事後承認を得る
- 政府の報告を聴き、検討すべき勧告を行う
- 共和国の勲章、メダルおよびその他の功労賞を授与し、名誉称号を設け、これを授与し、死刑判決を承認し、特赦を実施する

－共和国予算による大統領フォンドに割り当てられた資金を処分する

－議会および人民への教書を出す。大統領の教書は、議会で読み上げられ、人民へのアピールは、公式のメディアによって伝えられなければならない。

共和国大統領は、共和国の憲法および法律への忠誠を宣言し、それに反した場合にはこれを更迭することができる。大統領の更迭も代は、議会の決定により全人民投票（レフェレンダム）に付される。大統領が解任された場合、新しい大統領の選挙は、解任ののち2ヶ月以内にこれを実施しなければならない。新しい大統領が選出されるまでは、副大統領がその権限を行使する。

共和国大統領の人格は、不可侵である。大統領の人格の侮辱は、罰せられる。

大統領は、その権限を行使し、命令および布告を公布する。

<バリアント>

共和国大統領は、国家元首にして、共和国における執行権の長である。

大統領は、4年任期で、普通、直接および秘密投票により、ロシア連邦市民がこれを選挙する。同一人物が2期を超えて大統領となることはできない。大統領は、他のいかなる職務にも就くことはできない。

大統領は、

－国内および国際的な事項において、ロシア連邦を代表し

－憲法および法律を執行し、その性格な適用を保障し、下位法令の性格を有する命令および大統領令（デクレ）を公布；社会的安全を保障し

－連邦会議の同意を得て（すなわち、連邦構成主体の代表から構成される議会の院）、大統領は、共和国の大臣およびその他の最高級の公務員を任命し、

－憲法に別段の定めがないかぎり、大臣およびその他の公務員を更迭し

－大概政策の実行を指導し、連邦会議の同意のもと、共和国の条約の交渉を行い、この条約に署名し

－共和国軍の最高司令官であり、軍の最高司令部を任命し、更迭し

－法律に署名し、公布し；法案の全部またはその個々の条項の再審議のためにこれを議会に差戻すことができ

－立法発議権を有し

－予算編成を承認し、それを議会での審議および承認に付し

－特赦の権利を行使する。

大統領は、弾劾手続により、これを解任することができる。

—完—